

令和6年度 運営指導等結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【北区】			
フレームの家 ((株式)サンセーション)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月4日	—
まるんなひろば ((特非)福祉広場)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月25日	—
放課後等デイサービス ハーブ ((株式)ISC)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月6日	—
セカンド ((同)I&I)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月14日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【上京区】			
放課後等デイサービス ぴあの ((株式)小西)	1家族支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児等の居宅を訪問又は事業所等において対面により、障害児及びその家族等に対して相談援助等を行った場合に、支援内容に応じて所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2欠席時対応加算について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、記録がないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3強度行動障害児支援加算(Ⅰ)について 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行うものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、当該指定放課後等デイサービス等を行った場合に算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 4身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。 (1)身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。 5虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じること。 (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。 については、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。 6秘密保持等について 個人情報を含むデータを記録したUSBメモリについては、個人情報の保護の観点から持ち帰りはしないこと。	令和6年9月25日	1 改善済 2 改善済 3 改善済 4 改善済 5 改善済 6 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
ドリトル今出川 ((一社)スマイルゲート)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月11日	—
さんりん舎 ((株式)太陽と大地乃子)	1欠席時対応加算について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。 2個別支援計画の作成等について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3秘密保持等について 個人情報を含むデータについては、個人情報の保護の観点から持ち帰りはしないこと。	令和6年10月23日	1 改善済 2 改善済 3 改善済
放課後等デイサービス HARU西陣 ((株式)Billion)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月10日	—
アットすまいる御所西 ((株式)KMCライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月9日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【左京区】			
スパーク京都左京店 ((株)東山)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月19日	—
療保園くれよん ((株)Irohakids)	1基本報酬について 障害児通所給付費の算定に当たっては、通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間に 応じた報酬を算定することとされているが、誤った時間区分により算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還 するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2専門的支援体制加算について 指定児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等(理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限 る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当 職員、視覚障害児支援担当職員)を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所 について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還 するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年7月31日	1 改善済 2 改善済
発達支援教室こいこ ((一社)京都総合学習支援スクール)	1自立サポート加算について 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選 択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営 むことができるよう別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は 共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を 加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず、加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還 するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2情報の報告及び公表について 保護者が適切かつ円滑に支援を利用する機会を確保するために、提供する支援の内容及び運 営状況に関する情報公表対象支援情報を報告すること。 については、情報公表未報告減算に該当するため、基準を満たさない事実が生じた月からその状 況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の5に相当する単位数 を減算すること。	令和6年9月24日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービス プレザント ((株)プレザント)	児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で配置することとされているが、貴 事業所において、児童発達支援管理責任者が配置されていないことを確認したため、早急に専任 かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置すること。	令和6年11月7日	改善済
放課後等デイサービス ぱらすぼ ((公財)京都市障害者スポーツ協会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月21日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
アットすまいる北山松ヶ崎 ((株)KMCライフ)	情報の報告及び公表について 保護者が適切かつ円滑に支援を利用する機会を確保するために、提供する支援の内容及び運営状況に関する情報公表対象支援情報を子ども家庭支援課に報告すること。 については、情報公表未報告減算に該当するため、基準を満たさない事実が生じた月からその状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算すること。	令和6年12月18日	改善済
こどもサポート教室「きらり」出町柳校 ((株)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月16日	—
このこのアート 白川 ((株)マコム・プランニング)	文書による指摘事項はありません。	令和7年2月5日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【中京区】			
京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」 ((福)京都聴覚言語障害者福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月9日	—
パンダアカデミーきょうと ((株)MARRAIN)	1福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員若しくは保育士(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であることのいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ついては、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。 3虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ついては、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の1%を減算すること。	令和6年9月4日	1 改善済 2 改善済 3 改善済
ジュニアスペース・らいぶ堀川三条 ((株)スカイ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月15日	—
ウッドワン・デイサービス2 ((株)市木工務店)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月20日	—
パンダアカデミーきょうと御所南校 ((株)MARRAIN)	文書による指摘事項はありません。	令和7年2月6日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【西京区】			
放課後等デイサービス ビーフレンズ上桂本校 ((株式)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月26日	—
ハッピーテラス桂教室 ((株式)ラインシステム)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月16日	—
放課後児童デイサービス ビーフレンズ上桂西校 ((株式)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月5日	—
ハッピーハウス Be fine tomorrow ((株式)Be Fine)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月27日	—
ポップコーン2nd ((有限)大翔)	1児童指導員等加配加算(常勤専従・経験5年以上を配置する場合)について 指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等(児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者)であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)について 指定基準により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年11月28日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービス カーサ・プリランテ ((有限)Zero System)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月12日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【東山区】			
るびなす 五条大橋 ((一社)子ども発達支援会)	個別サポート加算(30単位の加算)について 指定放課後等デイサービス事業所等であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず、30単位を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年12月10日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【山科区】			
キッズ・フィールド ((特非)京都日野匠スポーツクラブ)	身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。	令和6年7月11日	改善済
放課後等デイサービス Merry Grace ((一社)クローバー)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月5日	—
ヴェインテ uno ((福)福朗)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月17日	—
funwari ((株式)plus f)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月18日	—
放課後等デイサービス Merry Grace Dream ((一社)クローバー)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月1日	—
放課後等デイサービス キョウトLianーリアナー ((一社)キョウトアス)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月17日	—
放課後等デイサービス まほうの木 ((株式)TLP)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月30日	—
放課後等デイサービス ワンダー ((株式)はるか)	文書による指摘事項はありません。	令和7年2月4日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【下京区】			
ちゃおチャイルドアカデミー ((株)ヴィヴァーチェ)	1障害児通所給付費の算定について 以下のとおり不適切な給付費の請求を確認したため、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 (1)基本報酬について 障害児通所給付費の算定に当たっては、通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間に応じた報酬を算定することとされているが、誤った時間区分により算定している事例を確認した。 (2)児童指導員等加配加算について 児童指導員等加配加算は、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間は算定できないにもかかわらず、貴事業所において児童発達支援管理責任者が配置されていない期間に当該加算を算定している事例を確認した。 2個別支援計画の作成等について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。 児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年8月8日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービス こまち ((株)銭形)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月14日	—
にじの輪 ((同)ナースケア虹)	文書による指摘事項はありません。	令和7年2月12日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【南区】			
放課後等デイサービス いろは ((同)DOORS TO FREEDOM)	家族支援加算(Ⅱ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合に、支援内容に応じて所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年7月16日	改善済
暖太 ((特非)暖(のん))	1送迎加算について 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、障害児(中重度医療的ケア児)に対して、送迎を行った場合に、片道につき80単位を所定単位数に加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、令和元年9月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3障害児に医療的ケアを提供する場合について 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為の実施に当たっては、登録特定行為事業者として京都府の登録を受けること。	令和6年9月12日	1 改善済 2 改善済 3 改善済
放課後等デイサービス レモン②レモン ((有限)ハニーレモン)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月5日	—
放課後等デイサービス わだち ((株式)輪達)	延長支援加算について 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づき指定放課後等デイサービスの提供前又は提供後に別に個別支援計画に位置付けられた延長支援を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年12月19日	改善済
放課後等デイサービス きらめき ((株式)半左衛門)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月15日	—
放課後等デイサービス ハチドリ ((同)DOORS TO FREEDOM)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月23日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【右京区】			
放課後くらぶ ひこばえ ((特非)フォーラムひこばえ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月20日	—
放課後くらぶ ひこばえ ふう ((特非)フォーラムひこばえ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月10日	—
放課後等デイサービス HARUときわ ((株式)Billion)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月17日	—
花咲くみらい カプリス西京極 ((株式)大樹)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月24日	—
KIDACADEMY 京都西院校 ((株式)T-aim)	専門的支援実施加算について 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして京都市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、個別支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月の算定限度回数まで、1回につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年8月6日	改善済
なかよし ((有限)京都幼児教室)	身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。 (1)身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。	令和6年9月10日	改善済
放課後等デイサービス GIFT ((同)GIFT)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月3日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
放課後等デイサービス エール西院教室 ((株式)ディージーエム)	1児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で配置することとされているが、児童発達支援管理責任者が欠けていた期間があったことを確認したため、人員欠如が発生しないよう適切に配置すること。 また、児童指導員等加配加算は、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間は算定できないことから、貴事業所において児童発達支援管理責任者が配置されていない期間に算定した児童指導員等加配加算についても返還すること。 2延長支援加算について 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づき指定放課後等デイサービスの提供前又は提供後に別に個別支援計画に位置付けられた延長支援を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年12月11日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービスカプリス ((株式)大樹)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月21日	—
児童発達支援・放課後等デイサービス にこ ((株式)アドナース)	1障害児に医療的ケアを提供する場合について 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為の実施に当たっては、登録特定行為事業者として京都府の登録を受けること。 2情報の報告及び公表について 保護者が適切かつ円滑に支援を利用する機会を確保するために、提供する支援の内容及び運営状況に関する情報公表対象支援情報を子ども家庭支援課に報告すること。 については、情報公表未報告減算に該当するため、基準を満たさない事実が生じた月からその状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算すること。	令和7年1月22日	1 改善済 2 改善済
このこのアート 太秦 ((株式)マコム・プランニング)	延長支援加算について 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づき指定放課後等デイサービスの提供前又は提供後に別に個別支援計画に位置付けられた延長支援を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年1月28日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
放課後等デイサービス つばめ ((株式)swallow's nest)	従業員の員数について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で配置することとされているが、児童発達支援管理責任者がみなし配置期間内に必要な研修を受講していないことを確認したため、適切に配置すること。 については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、児童指導員等加配加算は、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間は算定できないことから、貴事業所において児童発達支援管理責任者が配置されていない期間に算定した児童指導員等加配加算についても返還すること。	令和7年2月18日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【洛西支所】			
放課後等デイサービス HEARTY ((一社)ジャパンインクルーシブアカデミー)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月18日	—
児童発達支援・放課後等デイサービス ごっこ ((株式)アドナース)	基本報酬について 重症心身障害児に対して指定児童発達支援を行った場合、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないにもかかわらず、貴事務所において算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年7月23日	改善済
放課後等デイサービス くるみ ((株式)エーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月8日	—
ポップコーン ((有限)大翔)	1身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。 (1)身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の1%を減算すること。 2虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じること。 (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。 については、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の1%を減算すること。 3児童指導員等加配加算について 指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等(児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者)であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年10月31日	1 改善済 2 改善済 3 改善済
アドナース京都音楽療法センター ((株式)アドナース)	文書による指摘事項はありません。	令和7年1月29日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【伏見区】			
Rバンビ菱川 ((株式)リヴァイバル・ライン)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月25日	—
Rバンビ神川 ((株式)リヴァイバル・ライン)	文書による指摘事項はありません。	令和6年6月27日	—
ひ皇き ((同)Officeさかい)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月2日	—
放課後デイサービス エバーグリーン ((特非)京街福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月3日	—
KID ACADEMY 新堀川校 ((株式)T-aim)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月30日	—
サポートセンター夢小路 ((有限)バーサス)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月2日	—
セカンドハウス ((株式)セカンドハウス)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月9日	—
親と子のはぐくみ広場「みのり」 ((同)みのり)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月29日	—
JOJO TRANSFORM ((一社)みつより)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月12日	—
放課後等デイサービス『らいと』 ((福)京都障害者福祉センター)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月19日	—
あさひkids倶楽部 竹田 ((株式)グランディール)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月4日	—
me ((株式)スマイル)	文書による指摘事項はありません。	令和6年12月17日	—
有限会社ビーオブエス 放課後等デイサービス ((有限)ビーオブエス)	文書による指摘事項はありません。	令和7年2月13日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【深草支所】			
JOJO ((一社)みつより)	文書による指摘事項はありません。	令和6年7月18日	—
ココロのたね ((株式)株式会社YUKINOSHITA)	文書による指摘事項はありません。	令和6年8月7日	—
【醍醐支所】			
放課後デイサービス ガジュノネ ((一社)ガジュマル)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月3日	—
PーBambi(ピーバンビ) ((同)Probono)	文書による指摘事項はありません。	令和6年9月19日	—
サポートセンター北醍醐 ((株式)LP)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月22日	—
放課後デイサービス ガジュマル ((一社)ガジュマル)	文書による指摘事項はありません。	令和6年10月30日	—
放課後等デイサービス まほうの木 エクラ ((株式)TLP)	文書による指摘事項はありません。	令和6年11月13日	—